

実施計画

基本目標1 地域で子どもと子育てを支える環境づくり

重点施策(1) 地域における子育て支援の充実

現状と課題

アンケート調査によると、「子育てに追われ、社会から孤立するようになる」「子どもとの接し方やしつけの方法が分からない」「気軽に相談できる相手がいない」といった悩みを抱えている保護者が多いように、核家族化や都市化の進行を背景に、家庭の養育力や地域とのかかわりが弱まってきており、子育てに不安を感じたり負担に思う保護者が増えていると考えられます。

産業構造の特性から、他県からの転入や父親が長期不在となる家庭も多く、母親が孤立化しやすいという指摘があり、育児サークル・子育て支援団体等、子育て当事者が中心となった子育て支援ネットワークや、居宅・施設における子育て支援サービスの一層の充実が必要となっています。

呉市すこやか子育て支援センター「くれくれ・ば」、「ひろひろ・ば」や、地域子育て支援センターなど身近な地域での相談事業を実施していますが、アンケート調査によると、保護者の過半数はそれぞれの事業について認知しているものの、利用経験者は1割前後と少なくなっています。しかし利用意向は「近くにあれば利用したい」も含めると約3割となっており、今後も引き続き事業の周知と利便性の向上に努める必要があります。

ファミリー・サポート・センター事業については、保育所、幼稚園、児童会等の送迎と前後の預かり、保護者等外出時の援助が活動の中心であり、他に民間の託児サービスなどの選択肢もあることから、相互の役割分担を図りながら、事業のさらなる周知が求められます。

施策の方向性

在宅で保育を行う家庭を含むすべての子育て家庭に対する支援の観点から、様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

ファミリー・サポート・センター事業など地域や居宅における支援をはじめ、施設における一時的な預かりなどのサービスの充実に努めます。

子育て中の保護者が気軽に集い交流するとともに、児童の養育に関する相談・情報提供を行うことができる、呉市すこやか子育て支援センターを始めとする地域子育て支援拠点の充実を図ります。

子どもに対する各種手当の支給や養育費，教育費，医療費等の費用負担の軽減に努めます。

地域協働の考えの下に，地域が子育て中の保護者に関わることで家庭を応援し，保護者の子育て不安等の軽減を図ります。

事業名	概要	担当課
ファミリー・サポート・センター事業	妊産婦から中学3年生の子どもを持つ保護者を対象に，育児の援助を行いたい者が援助を受けたい者の有償ボランティアによる支援を行う。	子育て支援課
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	保健師と児童委員が連携して，生後4か月までの世帯を訪問する。	健康増進課
養育支援訪問事業(子育てヘルパー派遣事業)	乳幼児等を抱えて養育が困難になっている家庭に対し，子育てヘルパーを派遣し，家事の援助や技術指導等を行う。	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその保護者が交流できる場を設置し，子育てについての相談，情報の提供・交換，助言その他の援助を行うなど，地域の子育て支援機能を提供する。	子育て支援課 子育て施設課
子育て家庭育児支援事業(ショートステイ)	保護者が病気等のため，児童の養育が一時的に困難となったとき等に，児童養護施設等で一定期間児童を預かる。	子育て支援課
子育て家庭育児支援事業(トワイライトステイ)	保護者が仕事等のため，恒常的に帰宅が夜間に及ぶとき等に，児童養護施設等で一定期間児童を預かる。	
病児・病後児保育事業	児童が病気の時で，就労等で自宅での保育が困難な場合等に，病気の児童を一時的に保育する。	子育て施設課
一時預かり事業	保護者の急病や介護・就労・冠婚葬祭などで一時的に保育ができなくなったとき，または育児に伴う負担を和らげるため一時的に保育が必要となる児童を対象に，児童を受け入れる。	
特定保育事業	パートタイム勤務や育児短時間勤務等，保護者の就労形態が多様化している中，保育所において一定程度継続的に保育する。	
放課後児童健全育成事業(放課後児童会)	主に小学校内に設置している児童会室で，放課後の小学校低学年の児童に対し，適切な遊びと生活の場を提供する。	子育て支援課
子ども手当	次世代の社会を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から，中学校修了までの児童を対象に支給する。	

重点施策(2) 保育サービスの充実

現状と課題

アンケート調査によると、認可保育所や幼稚園の利用のニーズが高いのはもちろんですが、延長保育事業や病児・病後児保育事業、一時預かり事業等の利用に対する高い潜在ニーズが伺える結果となっています。

延長保育事業は、平成20年度末現在27か所で実施していますが、利用者数は増加傾向にあり、延長保育事業を実施している保育所への入所希望が集中する傾向にあります。

休日保育事業は、平成18年度、19年度に実施しましたが利用がほとんどなく、今後の事業実施について検討する必要があります。

共働き家庭の増加とともに、就業構造の変化、就業形態の多様化により保育サービスへのニーズも多様化しています。働く保護者のニーズに柔軟に対応できる保育ニーズの維持・確保を図るとともに、多様な就労形態を始め、子育ての負担軽減、緊急時の保育ニーズなどに対応できる弾力的できめ細かな保育サービスの提供が必要です。

施策の方向性

保育サービスの充実を図るため、サービス提供の基盤整備については、認可保育所や幼稚園はもとより、認定こども園等も含め、就労形態や市民ニーズの多様化に対応するため、弾力的できめ細かな保育サービスの提供に努めます。

「呉市保育所の統合・民営化基本計画」を見直す中で、効率的な保育所の運営等について検討していきます。

事業名	概要	担当課
保育所	児童福祉法に基づく児童福祉施設において、保護者の就労等で保育に欠ける乳幼児を家庭の保護者に代わり保育する。	子育て施設課
延長保育事業	保護者の勤務時間や通勤時間を考慮して、通常の保育時間をおおむね30分から1時間延長し保育を行う。	
休日保育事業	日曜・祝日などの保護者の勤務などにより、休日における保育の需要に対応して保育を行う。	
認定こども園	就学前の子どもの幼児教育・保育を提供し、地域における子育て支援を行う。	
幼稚園	学校教育法に基づく学校教育施設で、3歳から幼児教育を実施する。	学校教育課 子育て支援課 子育て施設課
幼稚園の預かり保育事業	保護者の勤務時間や通勤時間を考慮して、教育時間終了後も園児を幼稚園内で過ごさせる。	子育て支援課

重点施策(3) 子育て支援のネットワークづくり

現状と課題

呉市すこやか子育て協会と子育て中の親が中心となって開催している「チャイルド・フェスタ in くれ」の支援や、子育て総合ポータルサイト「くれ子育てねっと」による情報発信の充実に努めていますが、子育て家庭が情報を取得しやすい環境が求められています。

育児サークル・子育て支援団体等、子育て当事者が中心となってネットワークづくりを進めていますが、今後は、地域を巻き込んだ交流などの取組が必要です。

施策の方向性

呉市すこやか子育て協会や子育て当事者と連携しながら、子育て支援団体の育成、地域協働による子育て支援ネットワークの充実に努めます。

子育て家庭が必要な情報を取得しやすい情報提供体制を整備し、利用者の拡大と利便性の向上を図るため、「くれ子育てねっと」の携帯電話端末等への対応を検討します。

子育て中の家庭と子育て経験豊かな地域の高齢者等とが、子育てを通じて異世代交流によるたてのつながりが持てる場の創出に努めます。

事業名	概要	担当課
育児サークル・子育て支援団体活動支援	呉市すこやか子育て協会と連携し、育児サークル、子育て支援団体への活動支援を行う。	子育て支援課
くれ子育てねっと	子育て支援サービスの情報の他、地域情報交流サイト「くれパステル」、育児サークルの紹介など子育てに関する情報を、インターネット上で提供する。 くれ子育てねっと http://www.kure-kosodate.com/ くれパステル http://pastel.kure-kosodate.com/	
子育て支援交流事業	幼稚園で未就園児親子を対象とした様々な交流事業を実施する。	

重点施策(4) 子どもの居場所づくりや各種体験活動の推進

現状と課題

アンケート調査によると、子どもの遊び場について、「雨の日に遊べる場所がない」「思い切り遊ぶための十分な場所がない」「遊び場周辺の道路環境などが危険である」などの不満を感じる保護者が多くなっています。

学校等を活用して子どもたちの安全・安心な居場所を設け、地域の大人を指導員として配置し、放課後や週末におけるスポーツや文化活動等の様々な体験活動や地域住民との交流活動等を行う「放課後子ども教室」を平成20年度から3校で開設しているほか、保育所や幼稚園の園庭・園舎を開放し、体験学習や相談事業等の交流事業を実施しています。

施策の方向性

子どもが、放課後や休日、夏休み等の長期休業中に、地域の中で安全に遊び、学べる居場所として、児童館や放課後子ども教室等の多様な居場所づくりの推進に努めます。

友達や地域の大人などと交流しながら、地域で様々な体験活動ができるよう、地域の関係団体等と連携・協働して、地域イベントなどの各種体験活動を推進します。

事業名	概要	担当課
児童館	児童に健全な遊びを与えることで健康を増進し、情操を豊かにする。	子育て施設課
放課後子ども教室	全ての子どもを対象として、安心・安全な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う。	文化振興課
 子育て支援交流事業	幼稚園で未就園児親子を対象とした様々な交流事業を実施する。	子育て支援課

基本目標2 すこやかに生み育てる環境づくり

重点施策(1) 子どもや母親の健康の確保

現状と課題

妊娠期を健やかに送り安心して出産を迎え、育児に自信を持って取り組めるよう、妊娠・出産・子育てに関する相談や情報の提供を始め、疾病の予防や早期発見・早期対応を図っています。

新生児家庭訪問指導については、「こんにちは赤ちゃん事業」と連携することで訪問数を増加させる必要があります。

乳幼児健診未受診者への受診勧奨を行うとともに、訪問等で対象者全員の把握に努める必要があります。

今後も、核家族化・少子化の進行による家庭の養育力の低下が懸念されることから、妊娠・出産・子育ての各段階に応じ、保護者の子育てに関する不安や悩みの軽減を図ることが必要です。

施策の方向性

「呉市健康増進計画」に基づき、親子の健康保持・増進に対し適切な働き掛けに努めます。

母子健康手帳交付時の保健指導を充実させるとともに、妊産婦・新生児等訪問指導、妊婦・乳幼児健康診査等の充実に努めます。

父親の参加や相談指導等も実施する妊婦教室、育児教室の充実や専門家による心の健康づくり相談、学校における生活習慣病予防の推進を進めます。

事業名	概要	担当課
母子健康手帳の交付	妊娠の初期から子どもが小学校に入学するまでの間の、母子の継続した健康記録となる手帳を交付する。	健康増進課
妊婦・新生児等訪問指導	保健師が家庭訪問し、赤ちゃんやお母さんの相談、育児に関する相談や情報提供を行う。	
 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	保健師と児童委員が連携して、生後4か月までの世帯を訪問する。	
妊婦・乳幼児健康診査	妊婦の健康状態や胎児、乳幼児の発育状態を見るため身体測定や検査を実施する。	
妊婦・育児教室	健康・アレルギー・小児の生活習慣病予防などの教室を実施する。	
こどもの心の健康相談	保護者と子どもの心の問題から育児不安、虐待、いじめ等の問題について、専門家が相談を受ける。	

事業名	概要	担当課
生活習慣病予防	生活習慣病予防についての正しい知識の普及・啓発したり、予防のための実践教室を実施する。	学校安全課
学校保健委員会の設置	医療機関、PTA、学校の関係者等で組織する委員会を設置し、児童生徒の健康の保持・増進を図る。	
再掲 ファミリー・サポート・センター事業(妊産婦支援事業)	妊産婦から中学3年生の子どもを持つ保護者を対象に、育児の援助を行いたい者が援助を受けたい者の有償ボランティアによる支援を行う。	子育て支援課

重点施策(2) 「食育」の推進

現状と課題

市民と行政がそれぞれの立場から食について考え、食育に計画的に取り組むため、平成20年3月に「呉市食育推進計画」を策定しています。

アンケート調査によると、朝食を食べる小学生は94.6パーセントとなっていますが、家族がそろって食事をする割合は低くなっています。

「朝ごはん食べようキャンペーン」や子どもの食育教室により、朝食の重要性については、ある程度の理解を得られていると考えられますが、「どう食するのか(量やバランス、誰と食するか等)」の啓発も併せて必要です。

施策の方向性

「呉市食育推進計画」に基づき、子どもが「食について考え、健康に配慮した食事を選択できる力」や「食べることへの感謝の気持ちと心豊かな食生活を営む力」を育むことにより、生涯を通じて健康で安全な生活を営むことができるように、家庭・保育所・幼稚園・学校・地域・企業・行政の協働による食育を推進します。

事業名	概要	担当課
朝ごはん食べようキャンペーン	幼稚園・保育所等の児童とその保護者や指導者を対象に食育教室を開催し、朝ごはんをはじめ、望ましい食生活についてエプロンシアターや講話等によって啓発する。	健康増進課

重点施策(3) 思春期保健対策の充実

現状と課題

学校保健と連携し、性に関する適切な知識の啓発を行うとともに、喫煙や飲酒、薬物等の有害性についての基礎知識の普及を図っています。

児童・生徒が乳幼児とその保護者との触れ合いを通して、生命の尊さや、父性・母性観を養えるよう、思春期ふれあい体験学習を実施しています。

学校、保健所及び地域が連携し、地域社会全体で思春期保健対策に取り組む必要があります。

施策の方向性

学校保健と連携し、性に関する適切な知識の啓発を行うとともに、飲酒・喫煙・薬物等についての基礎知識の普及を図り、思春期の心と体の健康づくりを推進します。

父性・母性観を養い、次代の子を育む親となるために、乳幼児とのふれあい体験を推進します。

事業名	概要	担当課
高校生ボランティア養成講座	呉市すこやか子育て協会と連携して、高校生を対象とした乳幼児の託児ボランティア講座を行う。	子育て支援課
思春期喫煙予防教室	未成年者への喫煙予防を啓発する。	健康増進課
思春期相談事業	各保健センターで思春期相談室を開設するとともに、随時電話や来所で相談を受ける。	
思春期ふれあい体験学習	性と生命と育児について学ぶため、小・中学生を対象に、乳幼児とふれあう体験を提供する。	

重点施策(4) 小児医療の充実

現状と課題

夜間休日等における小児科の初期救急医療については、休日急患センター・小児夜間救急センターを中心に対応しており、その利用について引き続き広報・啓発に取り組む必要があります。

0歳児から小学校入学前までの入院・通院と、小学6年生までの入院について、医療費の自己負担を助成しています。

施策の方向性

「呉市医師会小児夜間救急センター」を中心に医療機関や消防署等との円滑な連携体制の確保を図るとともに、いつでも安心してかかれる「かかりつけ医」や緊急時の小児救急法の普及を図ります。

県や医療機関と連携し、周産期医療体制の確保、乳幼児医療費の助成を行います。

事業名	概要	担当課
休日急患センター	休日における初期救急診療を実施する。 場所：呉市医師会病院内 診療科目：内科，小児科，外科 診療時間：休日9時～18時	福祉保健課
小児夜間救急センター	夜間における小児初期救急診療を実施する。 場所：呉市医師会病院内 診療科目：小児科 診療時間：毎日19時～23時	
乳幼児医療費助成	乳幼児等の医療費の自己負担分を助成する。	子育て支援課

基本目標3 子どもが心身ともに健やかに成長するための教育環境づくり

重点施策(1) 次代の親の育成

現状と課題

少子化の進行や地域社会のつながりの希薄化などにより、子どもが低年齢の弟妹の世話をしたり、年齢の違う近所の子どもたちと遊んだりするなど、就学前の児童とふれあう機会が減少しています。

これから親となる若い世代が将来子どもを産み育てたいと思えるように、乳幼児などのふれあいや交流機会の充実を図っています。

施策の方向性

福祉・教育・男女共同参画などの関係分野が連携しながら、家庭を築くことや子どもを生み育てることの意義に関する教育や意識啓発の充実に努めます。

事業名	概要	担当課
再掲 高校生ボランティア養成講座	呉市すこやか子育て協会と連携して、高校生を対象とした乳幼児の託児ボランティア講座を行う。	子育て支援課
再掲 思春期ふれあい体験学習	性と生命と育児について学ぶため、小・中学生を対象に、乳幼児とふれあう体験を提供する。	健康増進課

重点施策(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

現状と課題

子ども一人ひとりが、自分や他人の人権を尊重する感性豊かな心と、たくましく生きるための健康や体力、様々な問題に積極的に対応し解決するための学力等の「生きる力」を身につけるためには、学校教育環境の充実が必要です。

今後は、きめ細かな指導の充実や個性ある学習を推進していくとともに、地域に信頼される学校づくりや、健康で安全な環境での幼児教育に努めていく必要があります。

施策の方向性

子ども自身が主体的・自律的に考え行動する力、「生きる力」を養い、豊かな情操を育むとともに、道徳教育等を通じた心の教育をはじめ、人間性豊かな人格の形成が図られるよう、学校教育の充実を図ります。

幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育全体の質の向上に取り組むとともに、子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ります。

事業名	概要	担当課
適正規模の学校教育環境づくり	呉市立学校統合基本方針に基づき、学校統合を推進する。	教育総務課
小中一貫教育推進事業	小・中学校の9年間で指導内容と指導方法に一貫性を持たせ、義務教育9年間を見通した小中一貫教育を実践する。	学校教育課
加配講師配置事業	少人数指導やチーム・ティーチングを推進したり、個に応じた指導を行う。	
再掲 幼稚園	学校教育法に基づく学校教育施設で、3歳から幼児教育を実施する。	学校教育課 子育て支援課 子育て施設課

重点施策(3) 家庭や地域の教育力の向上

現状と課題

平成20年9月に実施した「呉市 親子のコミュニケーションに関するアンケート」によると、保護者が子どもの頃の家族と今の家族では、今の家族(親子)の方が「よく話をしている」結果となっていますが、一方では、保護者も子どもも忙しくコミュニケーションを十分に取れなかったり、反抗期や思春期の子どもとの接し方や世代間ギャップに悩む保護者も多くなっています。

核家族化に伴う家族の小規模化は、親から子へと子育て知識を継承する、子どもとのふれあいを通じて父性・母性観を育てるといった環境の減少をもたらす恐れがあり、地域においても子どもとふれあう機会が減少しているなど、家庭や地域の教育力が低下し、子どもの健全な育ちにも影響を及ぼすことが懸念されています。子どもの健全な育成は社会全体の責務であり、家庭・学校・地域住民や関係団体が情報を共有しながら一体となって教育力を高め、子育て・親育ちの取組を推進することが必要です。

スポーツ少年団については、各種スポーツ活動及び大会を行い、青少年の健全育成、地域づくりなどに貢献していますが、少子化による団員の減少が課題となっています。

施策の方向性

子どもの発達過程に応じ適切な子育てができるよう家庭教育に関する情報提供や相談、学習機会を充実し、家庭での子育て力の醸成を図ります。

地域の大人と子どもが協働して実施する交流活動や、地域の見守りの中で子どもが社会性や協調性を育める環境づくりを促進し、地域の教育力の向上を図ります。

事業名	概要	担当課
親子コミュニケーション能力開発事業	良好な親子関係づくりに効果的な取組を検討・実施し、家庭教育の充実を図る。	教育総務課
家庭教育相談事業	呉市教育会教育相談部に属する教員OB等が行う相談事業。	文化振興課
スポーツ少年団	日本体育協会が設立した青少年スポーツ団体で、スポーツを通して青少年の健全育成を行う。	スポーツ振興課

重点施策(4) 青少年の健全育成及び非行等への対応

現状と課題

呉市青少年指導センターによる教育相談，スクールカウンセラーの配置，適応指導教室「つばき学級」の設置，メンタルフレンドの派遣，生徒指導員等により生徒指導上の諸問題等への対応を図っています。

施策の方向性

学校をはじめ，呉市青少年指導センター，警察，民生・児童委員，青少年補導員，地域のボランティアなどと連携しながら生徒指導上の諸問題等に対応していきます。

性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌，ビデオ，コンピュータ・ソフト等を販売している一般書店やコンビニエンスストア等に対し，関係機関・団体やPTA，市民活動団体等と連携・協力をして，関係業者に対する自主的措置を働きかけます。

子ども自身が有害情報等に巻き込まれない力を身につけることができるよう，家庭・学校・地域等における情報モラル教育の推進に努めます。

事業名	概要	担当課
呉市青少年指導センター	子どものしつけ，問題行動，進路等に関する相談活動や市内巡視，街頭指導等を実施する。	学校安全課
呉市スクールカウンセラー事業	不登校の問題に対応するため児童生徒とその保護者及び教職員の相談役として専門的な立場から支援するカウンセラーを派遣する。	
スクールカウンセラー（県実施事業）	不登校や問題行動への対応について，指導・援助を受けることにより，児童生徒の悩み，不安，ストレスの解決を図る。	
適応指導教室「つばき学級」	小中学校の不登校児童生徒に対してカウンセリング，集団生活への適応指導，学習の援助を行う。	
メンタルフレンド事業	不登校児童生徒に対し理解と情熱を有する大学生等を派遣し，不登校児童生徒の自主性，社会性等の伸長を援助する。	
問題を抱える子ども等への自立支援事業（国実施事業）	生徒指導上の諸問題等について，弁護士や警察等関係機関との効果的な連携方法の調査研究を行う。	
生徒指導員派遣事業	呉市立小・中学校の生徒指導，援助を行う。	

基本目標4 子どもと子育て家庭にやさしく安心できる環境づくり

重点施策(1) 子どもの安全の確保

現状と課題

アンケート調査によると、有効と考えられる子育て対策について、就学前児童・小学生ともに「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」が最も多くなっています。また、地域社会には「子どもが危険な目に遭いそうなときは手助けや保護をしてほしい」という要望が強くなっています。最近、子どもが巻きこまれる犯罪や事件が多発していることから、地域ぐるみで子どもを犯罪や交通事故から守るための取組を推進するとともに、子どもや保護者に対する事故・犯罪に対する情報提供や意識啓発を強化する必要があります。

地域コミュニティづくりや地域ぐるみによる防犯意識の高揚を図っています。また、呉こども110番の家については協力店舗や家庭等は増えていますが、さらに増やすとともに、事業の目的と配置場所について分かりやすく周知する必要があります。

呉市児童虐待防止ネットワークなど、関係機関の連携により支援が必要な子どもや家族への対応に努めています。

施策の方向性

「呉市交通安全計画」に基づき、地域の関係者と連携し、地域ぐるみで子どもを交通事故や犯罪から守るための取組を推進するとともに、子どもや保護者に対する事故・犯罪に対する情報提供や意識啓発に努めます。

関係機関との連携により、交通安全指導の充実を図ります。

小学校の入学を目前に控えた幼児とその保護者に対し、具体的な体験を通した交通安全指導に努めます。

事業名	概要	担当課
交通安全活動推進事業	交通安全日の早朝街頭指導等、交通安全推進協議会連合会及び各地区協議会を中心とした交通安全活動を実施する。	地域協働課
自主防犯グループ育成	各小・中学校のPTAや商店街、地域の人々が実施する自主防犯グループの組織化を促し、繁華街や地域のパトロール活動等の自主的な防犯活動を支援する。	
チャイルドシート貸出あっせん事業	チャイルドシート着用の推進を図るため、貸出事業者をあっせんする。	
呉こども交通安全推進隊	児童が校門等で交通安全の呼びかけを行うなどして、児童自身が自分の身を自分で守る能力育成を図るとともに、交通マナーや交通ルールを守る等、児童の交通安全に係る意識の高揚を図るため、呉市立全小学校で取り組む。	学校安全課

事業名	概要	担当課
地域安全サポーター巡視活動	市内巡視、呉こども110番の家への不審者情報の提供等を行うことにより、不審者の犯罪等の未然防止等を行う。	学校安全課
呉こども110番の家	商店や家庭等にボランティアで依頼し、児童生徒が、登下校中等に危険を感じたときに駆け込むことのできる緊急避難場所を設置する。	
呉の子どもを守る会議	「呉の子どもは呉のおとなが守る」という認識に立ち、各機関・団体が連携を図りながらそれぞれの立場で取組を行い、安心して遊ぶことができる地域づくりを行う。	
不審者情報等配信サービス(守るネット)	不審者情報等を携帯電話に配信する。	
呉市児童虐待防止ネットワーク	児童虐待の早期発見・早期解決を図るため、関係する行政機関や民間団体等との緊密な連携・協力を図り、対策について協議・検討する。	子育て支援課

重点施策(2) 安心して外出できる環境の整備

現状と課題

アンケート調査によると、子どもと外出する時に困ることとして、「買物や用事を済ませる間、子どもを待たせておける安全な場所がない・少ない」、「小さな子どもとの食事に配慮された場所がない・少ない」、「歩道や建物内などの段差などがベビーカーや自転車の通行の妨げになっている」などが上位に挙がっています。

地域が子どもや子育て家庭に配慮されたやさしい環境であることは、子どもを健やかに安心して生み育てるための重要な要素のひとつです。親子が安全に、かつ、安心して外出でき、利用しやすい施設整備や、子どもがのびのび活動できるまちづくりが引き続き必要です。

歩道の視覚障害者誘導ブロック設置、舗装の改良等により歩行者の安全向上を図っていますが、さらなるバリアフリー化に努めていきます。

道路交通環境について一定の改善が図られていますが、カーブミラー等の設置が必要な箇所はまだ多数あるため、順次設置が必要です。

施策の方向性

子どもや子ども連れの保護者等が安全・安心に通行することができる道路交通環境を整備するため、歩道や自転車道、ガードレールなどの交通安全施設の整備に努め、安全な道路環境を推進します。

子育て世帯が安心して外出できるよう、公共施設等のバリアフリー化に努めるとともに、ベビーベッドや授乳室など、施設の整備に努めます。

事業名	概要	担当課
ノンステップバス導入	妊産婦,乳幼児連れの保護者等,すべての人が安心して外出できるように,バスのバリアフリー化を図る。	交 通 局
子育て環境整備事業	公共施設に授乳コーナーやベビーベット等を配置し,安心して外出できる子育てにやさしい環境づくりを推進する。	子育て支援課

重点施策(3) 安全・安心なまちづくりの推進

現 状 と 課 題

道路照明の設置や維持管理等,防犯施設の整備に努めています。

街区公園数は年々増加しており,平成20年度末で296か所となっています。

アンケート調査によると,有効と考えられる子育て対策について,就学前・小学生ともに「子育てしやすい住居,町の環境面での充実」が多くなっています。子どもの健全な成長を促すためには,生活の基盤となる良質な居住環境を確保することが重要となります。

施策の方向性

通学路等公共施設の安全対策の充実,人々の憩いの場となる公園の整備を進めます。

市営住宅の建替えや修繕時において,子育て世帯が安心して居住できるよう,ユニバーサルデザインの推進等,良質な住宅の整備に努めるとともに,子育て世帯や多子世帯等に対し,優先的な入居選考を行います。また,子育て世帯を始めとする若者が定住しやすい住宅政策を推進します。

事業名	概要	担当課
公園緑地の整備	全ての人が憩うことの出来るコミュニティ活動の場として,市民が親しみやすい公園整備を進める。	公 園 緑 地 課
遊具等公園施設の維持管理	安全・快適に利用できる公園を確保するため,定期的な保守点検を行う。	
道路照明等設置・維持等管理	交通の安全を推進し,市民生活の安全・安心を確保する。	土 木 課 地 域 協 働 課
子育て世帯・多子世帯等の市営住宅優先入居	子どもの健全な成長を促すため生活の基盤となる居住環境の確保を行う。	住 宅 課

基本目標5 子育てと仕事の両立を支える環境づくり

重点施策(1) ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直し

現状と課題

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に対する考えをアンケート調査の結果からみると、就学前・小学校ともに、希望は「仕事と家庭と個人の生活いずれも」優先したいが比較的多くなっているのに対し、現実をみると「家庭」又は「仕事」を優先する世帯が多くなっており、どちらかといえば「個人の生活」を犠牲にして「家庭」や「仕事」に比重を置いた生活状況となっています。

男性が家事や子育てなどに参加しやすくするとともに、仕事を中心とした生活スタイルを見直し、「家庭」と「仕事」のバランスが保たれたものにすることが重要です。そのため、従来の働き方を見直し、男女とも「仕事」以外の生活の充実を図ることが必要です。

一方、就労の場では、男女ともに子育てに専念しながら継続就労できる職場環境や雰囲気づくりなど、事業主の理解促進が求められます。しかし、現実には育児休業など子育て支援のための制度が整備・充実されても十分活用されていない、あるいは、業種・業態により制度を利用しにくいといった状況があり、制度を有効に活用してもらうための普及・啓発とともに、活用できる職場の雰囲気づくりを図るための支援が必要です。

企業立地による新規雇用の創出、呉しごと相談館において若者の就労支援に努めていますが、引き続き、臨海部の埋立地・内陸部の造成地の分譲を促進し、新たな雇用の創出を図る必要があります。

施策の方向性

国の「仕事と生活の調和憲章（ワーク・ライフ・バランス憲章）」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」等に基づき、家庭・地域・企業等の社会全体でワーク・ライフ・バランスの実現を推進するため、意識啓発や情報提供に努めます。

事業名	概要	担当課
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する啓発	「ワーク・ライフ・バランス」の考え方に沿って社会全体で働き方の見直しを行うための啓発を行う（啓発資料作成・事業主や人事担当者に対する研修会やセミナー開催・講師派遣等）	人権センター
呉しごと相談館	専門のカウンセラーが仕事の相談や面接指導等を個別にすることにより、再就職を支援し、職場への定着を促す。	商工振興課
再就職支援事業（女性いきいき再就職フェア）	主に再就職を希望する女性を対象とした合同面接会を開催することにより、女性の就職活動を支援する。	

事業名	概要	担当課
呉市中小企業融資制度(ワーク・ライフ・バランス資金)	中小企業者に対して、一般事業主行動計画の実行に要する資金を低利で融資する。	商工振興課
企業立地助成制度	工場等の新・増設を行う事業者に対し助成金を交付することにより、初期投資費用の軽減を図り、立地の促進と新規雇用の創出を目指す。	

重点施策(2) 子育てと仕事の両立の推進

現状と課題

アンケート調査によると、就学前の育児休業制度の利用状況は、母親の利用率が23.1パーセントであるのに対し、父親は0.5パーセントとかなり低くなっています。

出産前後の母親の離職状況は「離職した」「継続的に働いていた」及び「出産1年前にすでに働いていなかった」がいずれも約3割であり、6割を超える母親は就労継続を断念して出産を優先するという二者択一の状況となっていることが伺えます。

このような状況の中、両立支援と就労の関係に係る設問に対しては、約半数の母親は「いずれにしてもやめていた」と回答しているのに対し、約3割の母親は「働き続けやすい環境が整備されていれば、就労を継続していた」と回答しています。

働く女性にとって子育てと仕事の両立は大きな問題であり、働き方の見直しはもちろんのこと、互いに家族の一員として家庭責任を担いあう意識啓発とともに、子育てと仕事の両立支援に向けた各種サービスの充実が必要です。

施策の方向性

子育てと仕事の両立を支援するため、保育所や幼稚園等における保育サービスや放課後児童会、ファミリー・サポート・センター事業などの各種サービスの充実と利用促進に努めます。

事業名	概要	担当課
再掲 ファミリー・サポート・センター事業	妊産婦から中学3年生の子どもを持つ保護者を対象に、育児の援助を行いたい者が援助を受けたい者の有償ボランティアによる支援を行う。	子育て支援課
再掲 保育所	児童福祉法に基づく児童福祉施設において、保護者の就労等で保育に欠ける乳幼児を家庭の保護者に代わり保育する。	子育て施設課
再掲 認定こども園	就学前の子どもの幼児教育・保育を提供し、地域における子育て支援を行う。	
再掲 延長保育事業	保護者の勤務時間や通勤時間を考慮して、通常の保育時間をおおむね30分から1時間延長し保育を行う。	

実施計画〔基本目標5〕子育てと仕事の両立を支える環境づくり

事業名	概要	担当課
再掲 休日保育事業	日曜・祝日などの保護者の勤務などにより、休日における保育の需要に対応して保育を行う。	子育て施設課
再掲 幼稚園の預かり保育事業	保護者の勤務時間や通勤時間を考慮して 教育時間終了後も園児を幼稚園内で過ごさせる。	子育て支援課
再掲 放課後児童健全育成事業（放課後児童会）	主に小学校内に設置している児童会室で、放課後の小学校低学年の児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供する。	
再掲 病児・病後児保育事業	児童等が病気の回復期で、集団保育等が困難な期間、病院付設の専用保育室（病気別保育が可能な部屋を完備）で一時的に預かる。	子育て施設課
再掲 一時預かり事業	保護者の急病や介護・就労・冠婚葬祭などで一時的に保育ができなくなったとき、または育児に伴う負担を和らげるため一時的に保育が必要となる児童を対象に、児童を受け入れる。	
再掲 児童館	児童に健全な遊びを与えることで健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている。	
再掲 放課後子ども教室	全ての子どもを対象として、安心・安全な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する。	文化振興課

重点施策(3) 家庭生活・地域活動への男女共同参画の促進

現状と課題

アンケート調査によると、子育てと仕事を両立させるためには「男性が家事や育児を分担すること」の回答が多く見られることから、依然として「固定的性別役割分担意識（男は仕事・女は家事）」が根強く、女性が家事や育児を担う場合が多いことがわかります。このことから、男性も女性も人として認め合い、多様な生き方を選択するためには、社会全体の意識改革に取り組むことが必要です。

女性の勤続年数の長期化とともに、夫婦共働きの増加により、20歳代後半から60歳代前半にかけていずれの年齢階層も女性就業率が上昇しています。また、夫婦共働き世帯数が片働き世帯数を上回るなど男女の働き方も大きく変化しています。

施策の方向性

「くれ男女共同参画推進条例」及び「くれ男女共同参画基本計画（第2次）」に基づき、男女共同参画に関する施策を推進します。

事業名	概要	担当課
くれ男女共同参画セミナー「With」	男女共同参画について幅広いジャンルを学ぶ場を提供する（子育て編・女性編・総合編として開催）。	人権センター
呉市女性エンパワーメント支援事業	呉市在住の20歳以上の女性に男女共同参画に関する研修会等への参加経費を助成し、女性リーダーとしてのエンパワーメントを図るとともに、男女共同参画社会の実現に向けての推進役となる人材を育成する。	
呉市男女共同参画推進活動支援事業	自主的かつ主体的に男女共同参画推進を目的とした事業を企画し実施する団体を支援する。	
呉市男女共同参画週間事業	男女共同参画週間に合わせて、男女共同参画に関する啓発事業等を実施する。	

基本目標6 支援を必要とする子どもとその家族を支える環境づくり

重点施策(1) 児童虐待防止対策の充実

現状と課題

児童虐待防止対策において、何よりも重要なのは虐待そのものを起こさない社会づくりであり、市民一人ひとりへの啓発事業の継続した実施が必要です。

虐待は子どもにとって重大な人権侵害であるとともに、子どもの心や身体に後々まで残る傷を負わせることもあります。呉市では、虐待に関する相談件数が年々増加しており、相談から適切な対応につなげていく「呉市児童虐待防止ネットワーク」の一層の機能強化が求められています。

施策の方向性

誰もが気軽に相談できる体制整備と、虐待防止についての普及啓発に取り組むとともに、社会全体の連携を図るための児童虐待防止ネットワークの機能強化に努めます。

事業名	概要	担当課
児童相談窓口	家庭や児童に関する様々な相談のため、家庭児童相談員を配置した窓口を設置する。 ・呉市すこやか子育て支援センター ・くれ子育てねっとインターネット相談 ・フリーダイヤル「子ども・子育て・DV等ホットライン」	子育て支援課
再掲 呉市児童虐待防止ネットワーク	児童虐待の早期発見・早期解決を図るため、関係する行政機関や民間団体等との緊密な連携・協力を図り、対策について協議・検討する。	
児童虐待防止啓発事業	リーフレット配布、講演会開催等による啓発を実施する。	
再掲 養育支援訪問事業（子育てヘルパー派遣事業）	乳幼児等を抱えて養育が困難になっている家庭に対し、子育てヘルパーを派遣し、家事の援助や技術指導等を行う。	健康増進課
再掲 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	保健師と児童委員が連携して、生後4か月までの世帯を訪問する。	
再掲 こどもの心の健康相談	保護者と子どもの育児不安、虐待、いじめ等の問題について、専門家による相談を実施する。	

重点施策(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

現状と課題

アンケート調査によると、ひとり親家庭で困ったことに係る設問に対しては、「子どもの養育、教育」「自分の就職」「収入がなくなったこと」などの回答が多く、要望としては「手当制度の充実」「各種福祉制度における所得制限の緩和」「教育費の援助」「医療費の援助」など経済的支援に係るものが上位を占めており、「就職のあっせん」「資格、技能習得講座などの充実」といった就労支援に係るものは、就学前で約2割、小学生で約1割となっています。

ひとり親家庭やその家庭の子どもが、より豊かで充実した生活を営み、自立した生活を送ることができるよう、就業支援を始め、子育てや生活支援、相談・情報提供などの各種事業を計画的に推進していく必要があります。

施策の方向性

就労支援や貸付制度等の適正運用や相談事業、児童扶養手当（18歳未満の児童を養育している母子家庭等）等の経済支援やひとり親家庭医療費助成（父子母子家庭の医療保険診療の自己負担分の助成）を実施し、支援を強化していきます。

事業名	概要	担当課
母子家庭等に対する相談体制の充実や施策・取組についての情報提供窓口	母子家庭自立支援員や婦人相談員による母子家庭等に対する相談等を行い、就労支援や児童扶養手当等についての情報提供を行う。	子育て支援課
児童扶養手当	18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している母子家庭等に支給する。	
ひとり親家庭医療の助成	18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している父子・母子家庭等（世帯全員の前年所得税が非課税）の医療保険診療の自己負担分を助成する。	
母子及び寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭及び寡婦の生活の安定とその児童の福祉を図るための各種資金の貸し付けを行う。	
母子家庭自立支援教育訓練給付金事業	児童扶養手当受給に相当する所得の母子家庭の母が、適職に就くために必要であると認められる教育訓練講座を受講するとき、受講費の一部を給付する。	
母子家庭高等技能訓練促進費補助金	児童扶養手当受給に相当する所得の母子家庭の母が、就職に有利な資格（看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、准看護師）取得のために養成機関で修業する一定期間、補助金を支給する。	
JR通勤定期乗車券割引事業	児童扶養手当受給世帯の人が利用するJR列車（JRバスを除く。）の通勤用の定期券代を割引く（児童扶養手当全額支給停止世帯を除く。）	
 養育支援家庭訪問事業（子育てヘルパー派遣事業）	乳幼児等を抱えて養育が困難になっている家庭に対し、子育てヘルパーを派遣し、家事の援助や技術指導等を行う。	
 ファミリー・サポート・センター事業	妊産婦から中学3年生の子どもを持つ保護者を対象に、育児の援助を行いたい者が援助を受けたい者の有償ボランティアによる支援を行う。	

重点施策(3) 障がい児施策の充実

現状と課題

学習障がい(LD)や、注意欠陥・多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症など、発達障がいのある子どもに対する指導及び支援が課題となっています。障がいのある子どもに対し、障がいの重度・重複化や多様化に対応するとともに、障がいのある子どもの個に応じた療育・教育を充実していく必要があります。

障害児保育の実施保育所数は平成20年度末で33か所へと年々増加していますが、重度の障がい児や発達障がい児及び発達障がいの疑いのある児童への対応が課題となっています。

特別支援学級の在籍者数が増加しているとともに、障がいの多様化、重複化、重度化等が進んでいる傾向にあり、児童生徒一人一人の教育的ニーズに基づく適切な教育的支援を行うことが求められています。

施策の方向性

障がい児が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係機関との円滑な連携の下、相談・支援体制の整備、障がいの状況に応じた療育の場の確保、障がい福祉サービスの充実、特別支援教育の推進等の一貫した総合的な取組を推進します。

発達障がい等を早期発見し、保育所・学校等とも連携しながら、必要な療育について相談・指導等を行うことで、健全な発達と地域で円滑な生活が送れるよう支援します。

事業名	概要	担当課
児童療育相談事業	専門医などが発達障がい等を有すると思われる児童とその家族からの相談に応じ、適切な指導及び助言を行う。	福祉保健課
児童デイサービス	障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う。	
特別児童扶養手当	中・重度の身体、知的又は精神障がい等を有する20歳未満の児童を家庭で看護しているものに対して支給する。	
障害児福祉手当	重度の身体、知的又は精神障がいがあるため日常生活において常時介護を必要とする程度の障がいの状態にある20歳未満の児童に対して支給する。	
障害児保育促進事業	家庭、専門機関との連携を密にし、個々の障がいの種類、程度に対応したきめ細かな保育を行う。	子育て施設課
障害児指導員	小・中学校の、特別支援学級に在籍する障がいのある児童生徒の指導の援助を行う。	学校安全課
学校教育指導補助員	小・中学校の通常の学級に在籍する発達障がいのある児童生徒の指導の援助を行う。	
特別支援教育相談員	教育委員会事務局に相談員を配置し、就学前の幼児及び児童生徒の実態把握・個別相談・指導の援助を行う。	
再掲 放課後児童健全育成事業(放課後児童会)	主に小学校内に設置している児童会室で、放課後の小学校低学年の児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供する。	子育て支援課